

大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、難病の患者に対する難病の医療提供体制の確保を図るため、大分県臨床調査個人票等電子化推進事業実施要領(令和5年3月15日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する指定医又は自動福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。)第19条の3第1項に規定する指定医が勤務する医療機関が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書(別紙1)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度か

ら起算して5年間整備保管すること。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。

(6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定められている処分制限期間（以下、「処分制限期間」という。））を経過している場合はこの限りではないこと。

(7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

(8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。

(9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少）

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第 7 条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第 8 条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない

（実績報告）

第 9 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第 8 号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 3 0 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（第 9 号様式）
- （2）収支精算書（第 1 0 号様式）
- （3）完成写真
- （4）領収書の写し
- （5）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第 1 0 条 規則第 1 3 条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第 1 1 号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第 1 1 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和 8 年度の予算に係る大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金から適用する。

別表

基準額	対象経費	補助率
1 医療機関当たり 100,000 円	特定医療費等支給事務における臨床調査個人票等の電子化の環境整備に必要な需用費、委託料、備品購入費	1／2

第1号様式（第3条関係）

年度臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年度において、下記のとおり臨床調査個人票等電子化推進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書（別紙1）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第 2 号様式－ 1 （第 3 条関係）

事業計画書

事業に要した経費				(医療機関名)		
総事業費 (A)	寄付金 その他の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助金 所要額 (G)

- (注)
- 1 F 欄には、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 - 2 G 欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。

第2号様式－2（第3条関係）

事業計画書

経費内訳		(医療機関名)			
品目	型式・規格	数量	単価(円)	金額(円)	備考
計					

第3号様式（第3条関係）

収支予算書

1 収 入

項目	予算額	備考
県補助金	円	
計		

2 支 出

項目	予算額	備考
	円	
計		

大分県暴力団排除条例に基づく誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては本店又は本社所在地〕

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第4号様式（第4条関係）

年度臨床調査個人票等電子化推進事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度臨床調査個人票等電子化推進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第4条関係）

年度臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度調査
個人票等電子化推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県臨床調
査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第4条第1項第11号の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円
- 5 その他
(1) 別紙を添付すること。
(2) その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度臨床調査個人票等電子化推進事業事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る 消費税等仕入控除額 (A×B)	備 考

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第6号様式（第5条関係）

年度臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件

（ 要綱第4条の規定を転記 ）

（備考）

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第 7 号様式（第 8 条関係）

年度臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度臨床
調査個人票等電子化推進事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付さ
れるよう、大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により請求
します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了)年月日	備考
円	円	円	円		

第8号様式（第9条関係）

年度臨床調査個人票等電子化推進事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度臨床調査個人票等電子化推進事業について、下記のとおり実施したので、大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の効果
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書（第9号様式）
 - (2) 収支精算書（第10号様式）
 - (3) 完成写真
 - (4) 領収書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

事業に要した経費				(医療機関名)					
総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助金 交付決定額 (G)	補助金受入 額 (H)	差引過不足 (H)－(G) (I)	備考

(注)

- 1 F 欄は、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 I 欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。

第9号様式－2（第9条関係）

事業実績書

経費内訳		(医療機関名)			
品目	型式・規格	数量	単価(円)	金額(円)	備考
計					

収支精算書

1 収 入

項 目	精算額	予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

項 目	精算額	予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

年度臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度臨床調査個人
票等電子化推進事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号によ
る交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したの
で、大分県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知しま
す。